

## 社会福祉法人熱海いでゆの園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熱海いでゆの園（以下「当法人」という）定款役員の報酬等及び評議員の報酬等の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

### (役員)

第2条 この規程において「役員」とは、理事、監事をいう。

### (役員等)

第3条 この規程において「役員等」とは、以下の者をいう。

- (1) 理事、監事（以下「役員」という）
- (2) 評議員
- (3) 法人運営にかかわる業務にて招集された各種委員会委員及び理事長の命を受けて業務を行った者（以下「外部委員等」という）

### (報酬等の支給)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（当法人就業規則に基づき勤務する理事）については、当法人賃金規程により支払う。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席、業務を行った都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法情報の公開等の規定に基づく報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 評議員会への出席            | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(2) 理 事

|                     | 日 額     |
|---------------------|---------|
| 理事会等会議への出席          | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

(3) 監 事

| 監事1：弁護士・公認会計士・税理士等  | 日 額     |
|---------------------|---------|
| 監事監査等への出席           | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 20,000円 |

| 監事2：監事1以外           | 日 額     |
|---------------------|---------|
| 監事監査等への出席           | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

(4) 外部委員等

|                     | 日 額    |
|---------------------|--------|
| 各委員会等への出席           | 5,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |